土企第　2-179 号
令和 8年 6月23日

（有）ミウラ工業

三浦　佳一郎　殿

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一般　建設業の許可について（通知）

令和　8年　5月 18日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	大分県知事　許可（般－8）第　12502 号
許可の有効期間	令和 8年 7月 12日から 令和 13年 7月 11日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
水道施設工事業
とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゆんせつ工事業
内装仕上工事業
解体工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和13年　6月 11日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）